

令和7年度 学校関係者評価結果 (令和7年4月～令和8年3月)

学校評価 (評価点 3 : 基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2 : 概ね基準を満たしている 1 : 基準を満たしておらず改善が必要)

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点
項目1. 教育理念・ 目的・目標	1 教育理念、目的および目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	<p>設置目的は学則に明確に示され、学則は学生便覧・ホームページに掲載している。 教育目標は、学生便覧・ホームページ・教室の前壁・学校案内に掲載している。</p> <p><u>設置目的(学則第1条)</u> この専門学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、歯科衛生士法に規定する歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士を養成することを目的とする。</p> <p><u>教育目標</u> 1. 学問と技術の習得 2. 豊かな人間性の育成 3. 人に貢献できる力と誇りの獲得 卒業時の到達目標が読み取れるよう、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・専門士授与の方針)を策定している。</p> <p>これらを学生に入学時や新年度のオリエンテーション等で説明し、浸透するよう努めている。 教職員は専任教員打合せ会や教職員会、教務委員会、講師には講師会、臨床実習施設には臨床実習指導担当者などで確認を行い、共通理解を深め、学生に向き合うよう努めている。</p>	3
学校関係者評価委員会から 評価点・意見助言		今後も教職員、講師、臨床実習指導担当者等が共通理解を深め、学生に向き合うよう求める。		3

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点
項目2. 教育課程、 教育の実施、 学修成果	1 教育課程の 編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	カリキュラムは検討し、教務委員会、学校運営委員会にて承認を受け決定している。 教育目標を念頭に策定し、専任教員はもとより臨床実習指導担当者会など、講義や実習の教授に係る指導者にもご協力いただきカリキュラムを作成している。	3
	2 教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	『歯科衛生学シリーズ』が刊行され、新しい教科書を踏まえ、時代に即した教育が提供できるよう継続して検討を重ねている。テキストは、常に最新の内容を学生に教授できるよう検討し採用している。 成績評価はシラバス記載の成績評価基準に基づき行っている。	3
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これに基づき卒業の認定をしている。 <u>ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士授与の方針）</u> 浜松歯科衛生士専門学校は医療の担い手として、卒業までに身につけるべき資質・能力を以下に示す。 1. 歯科保健医療に求められる専門的知識、技術、コミュニケーション能力を有している。 2. 医療のプロフェッショナルとしての自覚と倫理観を備えている。 3. 生涯を通じて学習し続ける意欲を持っている。 4. 医療、保健及びその周囲の多職種と連携し、チームの一員として地域に貢献できる。 進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行っている。	3
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、歯科保健医療の担い手として貢献できる歯科衛生士を輩出できるよう努めている。歯科衛生士国家試験全員合格を目標に指導を行っており、令和7年度卒業生（41期生）の国家試験合格率は100%であり、8年連続で全員合格を達成することができた。	3
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	卒後、地域に寄り添い現場で信頼される歯科衛生士を目指し歯科医院へ就職する学生が多いが、総合病院の歯科口腔外科や行政の歯科衛生士を目指す学生もおり、目標が達成できるよう支援を行った。	3
学校関係者評価委員会から 評価点・意見助言		歯科医療に求められる新たな分野の知識及び技術革新に合わせた講義・実習を求める。 AIを上手く利用して効果的な授業や国家試験対策が出来ないか検討を求める。		3

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点
項目3. 学生の受け入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は入学案内、学校ホームページに明示。入学選考基準・方法は教務委員会で定め、学生募集要項に入学試験の必要事項、学費、入学検定料減免、スカラシップ制度、特待制度、高等教育の修学支援新制度、奨学金、専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金について記載している。入学者の選考は教務委員会で協議し、公正に合否判定を行っている。	3
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認	学生の受け入れは、入学定員に基づき適正に行っている。	3
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	入学前課題を複数回実施し学力や学習状況を把握しアドバイスを行っている。入学後は課題テストを行い、補習が必要な学生には指導を行うなどして学習支援に取り組んでいる。学科試験に向けての勉強の場・時間の提供など、自主学習への環境づくりも整えている。シラバスは毎年新たに作成し、4月に全学生に配布し指導を行っている。計画的な自主学習ができるように支援している。	3
	3 多様な学生に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	中学生・高校生の職業理解のための学校見学・体験学習の受け入れを行った。また、社会人経験者の学生受け入れについては積極的に行っており、専用のホームページを新設。ホームページにリンクするポスター・パンフレットを作成し周知を図っている。 過去に障がいのある学生の入学実績は複数あり、必要な支援を行っている。	3
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	定期的にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っており、必要な場合は個別に対応している。また浜松市歯科医師会学校部員(歯科医師)によるチューター面談を行い、学習と学生生活の相談を行い、適切に教員と連携し教育に当たっている。	3
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	学習継続が困難な学生に対しては補習・指導を行い、また担任やチューターによる面談、状況に応じて保護者面談も行い、周りの支援も受けながら継続できるように適切な対応を行っており、留年者はおらず、退学者は少ない。	3
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用している。毎年春に健康診断と歯科健診を行っている。	3
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	学生の経済的側面に対する支援体制は整備され、適切に周知、運用されている。高等教育修学支援新制度をはじめ、日本学生支援機構奨学金、専門実践教育訓練給付金・教育訓練支援給付金など多くの学生が利用している。また学校の特待生制度による学資給付金を4名が受けている。	3
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用している。進路活動前にガイダンスを行い個別の相談にも応じている。またキャリアコンサルタント(国家資格者)が常駐し、希望に応じ支援している。学校から県内歯科医院約1,050件に求人依頼を行っている。	3
	学校関係者評価委員会から評価点・意見助言	昨年度、「18歳人口減少の対策として、高校生だけでなく小中学生や社会人に対しても歯科衛生士の職業を知ってもらおう啓蒙活動についても検討を求め。」と助言を行ったが、今年度新たに「中学生・高校生の職業理解のための学校見学・体験学習の受け入れを行った。」事は評価する。継続とこれを発展させ更なる歯科衛生士の社会的認知向上を目指す取り組みを求める。また、社会人経験者を対象にした学生募集のホームページを新設した事は評価する。		

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点	
項目4. 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。	専任教員は7名在籍し、全員教育課程を実施するのに必要な資格・要件を備えており、設置基準を満たしている。	3	
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	教員の常勤・非常勤、年齢構成等把握しており、希望に添い講師の交代に応じている。また教員一人当たりの授業数は偏らないように配慮している。また科目ごと終了後に授業に関するアンケートを行うなど、各教員の専門性、教授力を把握している。各 Semester 終業後には振り返りと評価を行っている。	3	
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	教職員の職務分掌は、主な担当業務から、講義担当、各実習担当及びその支援で入るサブのサポート業務まで明確になっている。	3	
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	授業・実習内容は、教員間で共有し連携して学生指導ができるよう努めている。教務主任を中心に専任教員全員が授業について検討する場を定期的に設けている。	3	
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	学校の教育活動の改善、教員の自己啓発等への支援を行っている。静岡県職業教育振興会、全国歯科衛生士教育協議会、業者セミナー、浜松市歯科医師会や静岡県歯科医師会、静岡県歯科衛生士会などが主催する研修が数多く開催されている中で、適切な研修への参加を支援している。令和7年度も対面形式の研修とオンライン研修を併用し多くの研修に参加して、資質向上に努めることができた。	3	
		①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的にしていること。 【注】職業実践専門課程】	毎年、歯科医師会設置の豊橋歯科衛生士専門学校との交流会を行い、情報交換と課題の検討を行っている。	3	
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。 【注】職業実践専門課程】	講義については講師会、臨床実習については臨床実習指導担当者会を隔年で開催している。令和7年度は、臨床実習指導担当者会を開催し、臨床実習施設の指導者と指導方法に関する検討や情報の交換・共有を行った。	3	
	学校関係者評価委員会から評価点・意見助言		専任教員の人数・要件は設置基準を満たしているが、将来を考慮した継続的対応を求める。		3

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点
項目5. 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	講義室・実習室及び実習設備については、歯科衛生士養成所指導ガイドラインに従っており適切である。各室の学生1人あたりの面積基準も満たしている。 講義・実習に関する設備は標本室、機械室、器具・材料の保管室、実習に関する準備室などを整備し、エックス線を扱う実習室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行っている。また教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、歯科衛生士養成所指導ガイドラインの第7条3項の(1)記載の別添2に定める機械器具、標本及び模型、その他等を保有している。 オーラルフレイル予防のための検査機器一式などを早期に購入し、学生教育に必要なものを積極的に整備し教育に反映させている。 オルソパントモエックス線装置のデジタル化とその周辺機器を、静岡県の医療従事者養成所教育環境設備整備特別事業費補助金を利用し導入した。	3
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	学生が自学自習できる教室は、1年生は第1教室、2年生は第2教室、3年生は第3教室に加え、第1・2セミナー室と図書室を開放しており、全室冷暖房完備である。	3
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	図書室は一般図書 800 冊と専門図書 1,000 冊を保有しており、歯科衛生士養成所指導ガイドラインに定める 1,000 冊以上でうち半分以上は専門図書とする基準を満たしている。 また図書には分類番号、整理番号を付番し管理している。その他パソコンも自由に使用でき、教育上必要なソフトとインターネットへの接続、スキャニング、印刷ができるよう整備している。	3
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っている。学校安全計画に基づき防災訓練をはじめ、機械警備、電気設備点検、日常避難施設等点検、日常火気関係、消防設備点検、誘導灯や避難器具の点検など漏れなく実施している。 防犯に関してはサスマタとその発展型のケルベロスを設置済みであり、入口の玄関ホールに防犯カメラを設置し常時確認と録画を行っている。警備会社のセンサー管理を導入しており、不在時のトラブルに備えている。	3
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	法律に基づき防火管理者を置き、管理・監督に努めている。学内全ての部屋の火器取扱い管理責任者を定め、防災訓練時に点検訓練を行い、非常時に備えている。消防計画は浜松市歯科医師会と共同ビルの口腔センター棟全体として届け出を行い、計画通り点検・訓練等を実施している。防災訓練は4月と9月の年2回実施している。教職員と学生はSNSを活用した安否確認システムを訓練で確認した。 学生は入学時にヘルメットと、飲料水、食料等の防災備品のセットを購入し、個人のロッカーで保管し非常時に備えている。ヘルメットは令和6年度入学生より折り畳み式タイプに変更した。 学校は飲料水、食料、トイレ用品や、発電機、ラジオ、照明などを備蓄、消費期限に合わせて入れ替えを行い、非常時に備えている。	3

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点
項目5. 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	施設・設備等の日常点検、補修等を適切に行っている。	3
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施している。	3
学校関係者評価委員会から 評価点・意見助言		<p>実習面で必要と思われる新しい機器・器材・材料について、早期の導入を求める。 デジタル機器（オルソパントモエックス線装置とその周辺機器）の導入が決定したことは評価に値する。 施設・設備に関して長期使用により修繕を必要とするものなどについて計画的な実行を求める。 図書の冊数は歯科衛生士養成所指導ガイドラインの基準は満たしているものの、課題研究などの基礎資料となる最新の専門図書を購入し、より充実した学生教育を行うよう求める。 ますます進化するAIに対応できる環境整備を求める。</p>		3

学校評価（評価点 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要）

大項目	小項目	評価の基準	学校自己評価結果	評価点	
項目6. 教育活動の 基盤と改善・ 向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	中長期的事業計画および財務基盤については、浜松市歯科医師会将来構想検討委員会にて検討を重ねている。	2	
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	財務状況は健全である。借入金はなく毎年学費等収入と補助金のみで運営し、毎年単年度決算で当期正味財産をプラスとし、正味財産期末残高も毎年ほぼ同等の幅で増加している。	3	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)	浜松市歯科医師会理事会は毎月、学校運営委員会は定時年4回、教務委員会は毎月実施されているが、必要な場合は随時または臨時で開催している。それぞれの所掌事項について協議され、慎重審議の上で決定されている。	3	
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	学校関係者評価委員会を毎年開催しその年度の点検・評価を行い改善のための助言を行っている。	3	
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	学校評価の実施、結果及び改善状況は学校ホームページ上で情報公開を行っている。	3	
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っている。	3	
	4 社会からの理解と情報の公開	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	本校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報は学校ホームページに公開している。令和7年度は学校ホームページのリニューアルを行い、Instagramも開始。学校の情報をより積極的に公表できるようになった。 財務情報については、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書を学校ホームページに加え、浜松市歯科医師会のホームページと掲示版で公開している。	3	
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	教育目的・目標の達成状況や活動状況について教育機関、歯科医師会をはじめとする医療業界等、社会全体からの理解を得られるよう取り組んでいる。	3	
	学校関係者評価委員会から評価点・意見助言		中長期的事業計画については社会情勢の急激な変化もありなかなか難しいと思われるが、検討を重ねているという事で期待している。 学校評価については毎年実施され、改善につながっているので評価できる。		3